

## 特定非営利活動法人事業報告書等の公開に関する要領

(平成23年 3月10日制定)

(平成24年 3月 8日一部改正)

(平成30年 3月27日一部改正)

(令和 4年 2月22日一部改正)

### (趣旨)

第1 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)では、特定非営利活動法人(以下「法人」という。)の事業内容等に関する情報を広く市民に提供するため、事業報告書等の公開の制度が設けられている。

青森県(以下「県」という。)では、法の趣旨に基づき広く県民に法人の情報を提供するため、法に基づく公開書類の一部を県ホームページ又は内閣府NPO法人ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)で公開するものである。

### (公開書類)

第2 県ホームページ又はポータルサイト上において公開する書類は別表1のとおりとする。

### (公開の方法)

第3 公開書類は、受付後、速やかに県ホームページ又はポータルサイト上で公開する。

2 公開期間は、別表2のとおりとする。

3 公開書類の更新は、原則として各法人につき年1回とし、必要に応じて更新する。但し、法人が解散した場合は、速やかに削除する。

### (法人の自己責任)

第4 公開書類は、法第29条に基づき、法人から提出があった書類であり、その内容に関する照会及び公開に関して生じた問題については、当該法人の責任で解決するものとする。

2 県は、本要領に基づいて情報公開を行ったことに起因し、又は関連して生じた一切の損害について、賠償責任を負わない。

### (市町村への権限移譲に伴う特記事項)

第5 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成11年青森県条例第54号)の規定により市町村が所管する特定非営利活動法人については、当該市町村が公開する書類と同じものを、県ホームページ又はポータルサイトにおいても公開するものとする。

### (要領の変更等)

第6 県は、本要領を必要に応じて変更できるものとする。この場合、本要領の変更等のお知らせは、県ホームページに掲載するとともに書面により法人に通知する。

#### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領の一部改正は、令和4年2月22日から施行する。

別表 1

区分	公開書類
法人設立後	1 定款 2 登記事項証明書の写し
定款変更認証後及び定款変更届出後	1 変更後の定款 2 登記事項証明書の写し
事業報告書等提出後	1 事業報告書 2 財産目録 3 貸借対照表 4 活動計算書 5 年間役員名簿 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿

※公開書類のうち、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。

別表 2

書類	公開期間
1 定款 2 登記事項証明書の写し	常時
1 事業報告書 2 財産目録 3 貸借対照表 4 活動計算書 5 年間役員名簿 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿	過去5年間に提出を受けたもの (法第30条に準じる。)